

## 橘地区 栄 住宅 T5号 間取り図

昭和53年建築 56.90㎡

場所:周防大島町大字東安下庄774番地12



1. 浴槽、給湯器は入居者の負担で設置してください。
2. 網戸は入居者の負担で設置してください。既にある場合は前の入居者が置いていったものです。修繕してお使いください。
3. トイレは汲み取り式です。
4. テレビアンテナの設置及び配線は入居者で行ってください。退去時には取り外してください。
5. 退去時には、畳の表替え・襖の張替えを入居者の負担で行っていただきます。  
また、入居者が住宅を改造しているところは、元に戻していただきます。